

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷二十二第

行發日一月五年五十正大

論叢

交通税及消費税に於ける重複課税……法學博士 神戸 正雄

支那に於ける鴉片問題の起因を論ず……文學博士 矢野 仁一

チャアルス・ホールの文明論……教授 堀 經夫

租税收入の季節的變動……法學士 汐見 三郎

說苑

勞農露國に於ける金融制度の復活……經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺派教團の共濟制度……經濟學士 中川與之助

雜錄

藩札の濫發と農民の疲弊……經濟學士 黒 正 巖

獨逸に於ける犯罪統計……經濟學士 岡崎 文規

エツヂウアース教授逝く……經濟學士 蜷川 虎三

法令

地租條令中改正、所得税法中改正、

支那に於ける鴉片問題の起因を論ず

——經濟的に非ずして道徳的なり——

矢野仁一

支那に於ける鴉片吸飲の習慣は何時から如何にして始まつたかと云ふ問題に就いては、私は曾て東亞經濟研究 大正六年五月山口高等商業學校發行第一號 に於て鴉片と銀と題し、聊か論究したことがあるから、之はそれ譲り、本論文に於ては、雍正時代の初、支那に於て始めて鴉片煙に關する禁止の上諭が發せられた頃に於ては、鴉片煙吸飲の習慣は支那に於て未だそれ程廣く行はるゝに至らなかつたと考へらるゝことに就いて一言し、支那が之を禁止するに至つた動機は、歐米の支那に關する諸著作家の間に廣く信せられて居る如くに、決して經濟的考慮に出でたものでなく、却つて道徳的考慮に發したものであることを論究して見る積りである。

鴉片薬は明の萬曆時代既に税銀を課せられ、輸入を許されて居る。明の張燮の東西洋考、税餉考、陸翰部 清代康熙二十四年頃海禁の開かれし時にも、鴉片は薬材として毎斤三分の税銀を課せられ輸入を許された。

洪鍾流毒卷一、兩江總督陶澍の
籌議嚴禁鴉片章程以塞漏卮奏 雍正七年に至つて始めて鴉片煙に關する禁止の上諭は發せられたのであ
るが、それは鴉片煙の販賣を禁止したもので、固より鴉片藥の販賣を禁止したものでない。

さう云ふ譯で、鴉片は藥としては販賣を許され、鴉片煙としては販賣を禁せられた譯であるが、
當時福建の當局者は藥の鴉片を鴉片煙と違ふか違はないかと云ふことが分からなかつた。雍正七
年福建漳州府知府李治國は、陳遠と云ふ漳州府の商人より一斤の鴉片を買つた者のあることを探
知し、陳遠の家宅を搜索し、三十三斤の鴉片を押收し、枷號一個月の後邊裔地方に發遣し充軍せ
しむべき判決を下した。按察使の覆審も同様であつたが、陳遠は抗辯して已まず、自分は去年橘
餅を運載して廣東に至り販賣せんとしたるも買主なく、適ま鴉片、木春等の物を所持する者あ
り、それと交易して帶回したまでである、此の鴉片は藥材必需の物で、決して做就の鴉片煙では
ない、一驗すれば明白となると主張したので、福建巡撫劉世明は押收の鴉片を以て福州府の藥店
太和堂の陳書佩と云ふものに認驗せしめしに、陳書佩はこれは鴉片の熬膏で藥用的であり、又鴉
片丸を作りて痲疾を醫治すべきものであるが、決して鴉片煙として吸用すべきものではないと驗
證した。それで劉世明は鴉片は醫家需用の藥品で、之を煙草に加入すれば始めて淫蕩人を害する
法律違犯の物となると言つて、知府李治國が計を設けて陳遠所藏の鴉片を誘出して、鴉片煙の例
を以て枷號充軍に擬せんとするは不都合である、錯混乖謬であると云ふ上奏をなしたのである。

雍正硃批諭旨
巡撫劉世明

藥用的の鴉片熬膏と吸飲用の鴉片煙と同一でないこと云ふことは、李岳瑞が春冰室野乘に於て論じて居る様に謬妄も甚だしい。然るに陳遠は一驗すれば違つた物であることが分かること主張し、藥屋の陳書佩もそれが違つた物であることを驗證したと云ふことは、陳遠、陳書佩もそれが同一であることを知らなかつたのか、知つて居りながら同一でないこと偽述を爲したのかは分からぬが、知らなかつたことすれば固よりのこと、知つて偽述を爲したとしても、さう云ふ偽述が通る様に考へたと云ふことは、當時一般にそれが同一であるかないかと云ふことが分からず、換言すれば鴉片煙吸飲の習慣が未だ一般に普及して居なかつたと云ふ證據となるものと考へられる。現に巡撫劉世明も専門の藥屋に聴かなければ分からない様に考へ、藥屋に聴いてもそれが藥品で煙草に加入しなければ鴉片煙にはならない様に考へたのである。陳遠が橋餅と交易したと云ふことを信すれば、少くも三十三斤も橋餅など、交易することが出来た程、鴉片が廉價なもので需要の少なかつたことを想像せしむるに足るのである。

然し藍鼎元の雍正二年頃の與吳觀察論治臺灣事宜書には、既に鴉片煙吸飲の習慣が中國に傳入してより十餘年となり、臺灣には特に甚しいが、厦門にも多く行はれて居る様に見えて居るから、未だ廣くは行はるゝに至らなかつたとしても、李岳瑞の論じて居る如く絶少であつたとは信せられず、既に陳遠が三十三斤を買ひ、又漳州の市民中陳遠より一斤を買ふものがあつた。そ

これは薬用として買はれたものとは一概に信することは出来ない。これに就いて参考となるものは道光十一年十月兩江總督の上奏 大清律例統纂集成 卷十二、兵律關津 である。それに查烟土不能即食、必待熬汁而後成、烟土係乾物、隨處可藏烟、係糖漿、携帶不便、是以奸販買得烟土、多於街衢馬頭隣近處所、熬土成烟、始能售買と見えて居る。

二

鴉片煙の害毒は、康熙時代の末臺灣官憲の注意を喚起し、當時既に臺灣に於て嚴禁せられしことは、黃叔瓚の臺海便糝錄に、官弁每爲嚴禁、每有身被逮繫、猶求緩、須臾再吸一筭者と言つてあるにて分かる。鴉片の粟殼の害に就いては、元の朱震亨は治病の功急なりと雖も、人を殺す劍の如し、宜しく之を深戒すべしと言つて居るのであつて、粟殼其のものを藥として用ゐた時に在つてすら、之を過用する害を戒めたのであるから、鴉片が娯樂用に吸飲せらるゝに至つて、其の害が識者の注意を惹くに至りしは怪しむに足らない。さうして臺灣官憲の嚴禁した理由は、衛生、道徳上の見地に基づいたものであることは明かである。黃叔瓚は臺灣に於ける鴉片の害を述べ、吸一二次にして暖氣直ちに丹田に注ぎ、終夜眠らずしてよいから、土人は之を服して導淫の具となすので、其の結果は肢體萎縮し、臟腑潰出し、身を殺さなければ己まない様になり、それが爲め官弁は毎に之が嚴禁を爲すのであると言つて居る。

から、此の規程も乾隆の末年に定められたものであらうと言つて引用してあるが、それに據ると、雍正七年の禁例と同様に、鴉片煙の販賣者、鴉片煙館の開設者、従犯者、船戸、地保、鄰佑人等の刑を申明した外に、侍衛官員等の鴉片煙を買食する者は革職の上、違制律に照して杖二百、枷號二個月に處し、軍民人等の買食する者は杖一百、枷號二個月に處し、内廷の太監等の買食者は、枷號二個月の後新疆に發し、官兵に給して奴となすと云ふことになつて居る。果して乾隆五十一年の清律條例にかう云ふ規定があつたものとすれば、乾隆時代になつて、鴉片吸食の風は官吏、兵士、人民より内廷太監までも及び、鴉片煙に關する禁令は益々嚴となり、既に吸食者も處罰を免れないことになつた譯である。然しさうとすれば必ずそれに關する上諭が發せられた譯で、それ程の上諭が東華錄にも、聖訓にも、大清會典事例にも、大清律にも見えないと云ふことはない筈の様に考へられる。阿芙蓉彙聞には乾隆末年の條例であらうと言つて居るが、其の規程は嘉慶十八年に定められた刑律と殆んど同じく、只だ嘉慶十八年には内廷の太監は枷號を加へられた後黑龍江に發し、官員に奴として給せらるゝことになつて居るに過ぎない。それが阿芙蓉彙聞同様新疆省に發せらるゝことになつたのは、嘉慶二十五年のことである。阿芙蓉彙聞所載の清律條例は乾隆末年の定例でなく、嘉慶二十五年以後の定例であるまいか。大清會典事例刑部刑律雜犯、煙禁、歷年事例に、嘉慶十八年の刑部の議奏を載せてあるが、それに鴉片煙を興販する者、煙館を私開して

良家の子弟を引誘する者は、何れも例に治罪專條あるも、鴉片煙買食の案は、例に明文なきに因り、從來違制律に照し、杖一百を科刑したるが、法の輕き爲め犯し易く、懲を示すに足らないと云ふことが言つてある。嘉慶十八年までは吸食者を罰する明文がなかつたことは疑ひがない様である。吸食者は實際に處罰を免れなかつたが、それは例に明文ありし爲めでなく、却つて例に明文なかりし爲め、違制律に依つて處罰せられしに過ぎない。

北京政府に於て鴉片の販賣、鴉片煙館の私開を禁じ、船戶等の罰則を定むるに至つた當初の考へは、鴉片煙が人心を淫蕩せしむる弊害あることを認められた爲めであることは、雍正七年の福建巡撫劉世明の上奏に依つて知ることが出来る。それには外國製造の鴉片煙が人心を淫蕩せしめて、其の害毒少からざるが故に、皇上は部に命じて議覆せしめ、禁止の例を定めて天下に通行せしめたと言つてある。鴉片煙館を開設するものを、邪教惑衆律に照して處罰することゝしたことも、人心風俗の正を守護すると云ふ考へがあつたことを證明するものと思はれる。鴉片煙の人心風俗の上に及ぼす弊害の外に、猶ほ人民の生命健康の上に及ぼす弊害も、當初の煙禁の動機であつた様に考へられる。臺海使槎録に據ると、康熙時代既に臺灣の官憲が鴉片の吸食を嚴禁した理由は、土人は之を以て導淫の具に供し、又其の結果として肢體萎縮し、臟腑潰出し身を殺すに至ると云ふにあつた。即ち人心風俗の腐敗を防ぐと云ふこと、生命健康を保護すると云ふこと、此の

二つの目的であつた。雍正七年の煙禁は、當時鴉片吸煙の習慣が支那各省に蔓延した結果、發せられたものでなく、臺灣に於ける吸煙の弊害に關して發せられたもの、様に思はれ、臺灣に於ける煙禁を公認したるものとも、延長したるものとも見るべきもので、矢張り其の理由も其の人心を淫蕩せしむる弊害を認めた爲めであることは勿論、亦人民の生命健康を保護する考へもあつたと想像しなければならぬ。雍正七年の上諭は翌雍正八年^{西曆一七三〇年}の臺灣に渡りて鴉片煙を販賣する奸民を治罪し、臺灣より放逐過水せしむると云ふ上諭と合せ考へ、又雍正七年福建に於て當局者が藥の鴉片と鴉片煙と違ふか違はないかも分ならず、専門の藥屋に聽かなければならなかつた様な事實と合せ考へ、矢張り臺灣に於ける鴉片煙吸飲の弊害を禁絶する目的で發せられしもの、様に考へられる。

嘉慶十五年三月北京崇文門正監督慶桂等が廣寧門に於て鴉片煙を夾帶したる楊姓を逮捕した時の上諭に、鴉片煙性最酷烈、食此者、能驟長精神、恣其所欲、久之遂致戕賊軀命、大爲風俗人心之害、本于例禁とあるを以て見ても、人民の生命健康に及ぼす害毒は、初めより北京政府の注意する所であつたことは想像される。

三

支那に於ける鴉片問題は國民の道德風俗の問題、又國民の衛生、國家の實力の問題であつた。

道光十二年廣東連州地方の獠民族が湖南の猺趙金隴と句結して叛起した時、軍營に調發した廣東の戦兵六千餘名は走山に慣れず、又沿海各營の兵丁が鴉片煙を吸食するもの多く、容易に征服の功を奏することは出来なかつた。此の時獠民族の征伐に向ひし八千人の兵中二百人は鴉片を吸食して、全く軍事行動に適せざるものとして後送されたと云ふことである。東華錄 Chinese Repository, Vol. 1, p. 31.

是が總督李鴻賓の革職の原因となつたのであるから、鴉片吸食の如何に國民衛生、國家道德の上有害であるかは、朝廷に於て之を注意しなかつたと考ふべき理由はない。然し此の吸食者を罰するに死刑を以てすることが出来ないのは、死刑より重い罪はなく、支那に於ては國家の實力を保護すると云ふことは、國家最大の要務と考へられないから、鴉片を吸食し、國家の兵たるに堪へなくなつたからと言つて、殺人犯などと同様に、死刑に處すると云ふことは、どうも立法の主旨に非すと考へられたからである。

然し吸食者は嚴罰を以て臨まれなかつたからと言つて、支那に於て鴉片問題は純粹の經濟問題としか見られて居なかつたと言ふならば、最も事實の真相ではない。

さう云ふ譯で鴉片問題が問題となつたのは、經濟問題よりは、國民の道德、衛生の問題であつたが、國民の道德、衛生の問題などは國家の最高等政治の問題で、一時の時局問題、經濟問題乃至技術問題でない。其の弊害は深く國家の基本に關するもので、短見淺慮の政治家がよく氣づく

所の問題ではない。それで鴉片問題が支那に於て非常に喧ましくなつたのは、此の弊害が支那の識者に喧ましく論せらるゝ様になつた爲めではない。却つて經濟上の不利が喧ましく論せらるゝ様になつた爲めであつた。但し鴉片煙流毒中國と云ふことは、當時の成語となつて、殆んど人は餘り重きをそれに置いて見ない程陳腐の常套語となつて居たが、それは鴉片が毒物で、兎も角之は其の點より禁じなければならぬものであると云ふ考へは、當時の人々の思想の基礎となつて居たと云ふ反映で、さう云ふ考へが無意識の間 generally 深く信せられて居たものであると見られぬことはない譯である。然し當時鴉片煙流毒中國と云ふ一般的成語は用ゐられて、特に其の流毒中國の緊要な點を強調力説するものがなかつたと云ふことは、實に支那の爲めに惜しみても餘りある次第である。

四

雍正七年の上諭に依り外國製造の鴉片は人心を淫蕩せしむるものであるとして、其の販賣を禁せられ、船戸等も處罰せらるゝに至つたのである。明文には言つてないが、輸入も禁せられたものであることは明かである。

西曆一七六四年 乾隆二十九年 英軍艦アーゴ (Argo) 號の廣東黃埔に入港せる時、艦長アフレック (A. Fleck) が粵海關監督即ちホッポ (Hoppon) 等廣東官憲と樑頭銀の測定に關し四個月に亘る抗争を爲

したる事件に關し、英吉利東印度會社に達したる報告中に、アゴ號には鴉片を積込んで居り、アフレツシと廣東官憲との紛議は一はこれに據るものであるとあつた。それで會社は廣東の船荷監督 (supercargoes) 等に對し、書面を以て鴉片輸入は支那の國禁にして、會社船舶に於て之を輸入すると云ふことは、只だ會社の利益に最も有害なる結果を來すのみであることを指摘した。鴉片の輸入は當時既に禁止せられて居り、之が密輸入を企つるものは搜索を免れなかつたが、會社の船舶は獨り之を免れたので、此の禁制品の貿易に一切關係せざることは、會社の利益として必要であつたと云ふことは、イームスが會社記録に據つて述べて居る所である (Eames, English in China, pp. 91, 232 — Factory Records of the East India Company, Mss. in the India Office, No. 11, under Memoir : Intercourse with China, Part I, pp. 116-121)。

西曆一七八二年^{乾隆四十七年}七月七日附トーマス・フィッシュレー (Thomas Fishugh) の支那發倫敦の會社總局シマホロー (Gregory) の書簡 (Parliamentary Report, 1783, Vol. vi, App. 77 — J. F. B. Tingling, Poppy Plague, p. 40; Joshua Rawntree, The Imperial Drug Trade, p. 13) に、支那に於て鴉片の輸入は嚴禁され、犯す者は嚴刑に處せられ、鴉片は差押へ燒棄され、之を積載して入港したる船舶は沒收され、賣品として鴉片を所持する支那人は死刑に處せらるゝと書いてあることは、エドキンズ (J. Edkins, D. D., Opium, Historical Note) に見われて居る。雍正の禁例に據る

と、鴉片の販賣者は枷號一個月の後、近邊に充軍の爲め發遣せられ、鴉片煙館を私設して良家の子弟を引誘するものだけは絞監候に擬罪せらるゝことになつて居る。乾隆四十七年頃鴉片販賣者が死刑に處せられたと云ふことはどうしたことであらうか。それは分からぬが、乾隆時代に於て鴉片の販賣は禁せられて居たのみならず、輸入の禁せられて居た證據と考へることは出来るやうに思はれる。

然るに有名なヒルト博士の西曆一八八二年王國亞細亞協會北支那支部會報告に紹介した乾隆十八年西曆一七五五年の戶部奏定粵海關徵收貨稅冊 (Dr. Fr. Hirth, Hoppo Book, — J. of N. C. B. of R. A.

S. 1882) に據ると、當時鴉片が廣東に於て公然貿易品として取扱はれしことは疑ひがない様である。李圭の鴉片事略にも乾隆二十年西曆一七五五年の稅則仍ほ鴉片一斤估價五錢每一兩十錢徵稅は故の如き

に似たりと言つて、康熙二十四年海禁の開かれし當時の稅銀即ち每斤三分の稅銀が課せられし様に考へてある。滑癮流毒卷一に見えたる兩江總督陶澍道光時代之初の籌議嚴禁鴉片煙章程以塞漏卮

奏に、康熙二十四年朝廷が南洋の海禁を開きし時、鴉片を藥材の項に列して、毎年三分の稅を課したことが述べてある。ヒルトの粵海關稅則にも西曆一六八七年康熙二十六年の鴉片の輸入稅率は一

三分であつた様に見えて居る。

ジーサスの史的マカオにも、エイテルの香港史にも、西曆一七九六年嘉慶元年の上諭に依つて始

めて鴉片の輸入は嚴禁せられた様に言つてあり、エイタルは更に此の時から鴉片の藥品として課税せらるゝと云ふことは廢止せられ、それに代りて陰かに官吏に見遁かし金を與へて鴉片を密輸入すると云ふ仕組となつた様に記してある (M. Jesus, *Historic Macao*, p. 227; Eitel, *History of Hongkong*, pp. 85. 76)。イームスの支那に於ける英吉利人にも、乾隆時代に鴉片は廣東に於て藥材として關稅率中に加へられ、百斤三兩の關稅と每包二兩四錢五分の附加稅銀は課せられ、それが其の後も暫らく同様であつた様であると言つてある (Eames, *English in China*, p. 233)。鴉片は康熙以來藥材の項に列して課稅せられたのであるが、雍正七年の煙禁に依り鴉片煙の販賣は禁せられ、隨つて輸入は禁せられた譯であるけれども、藥材としての鴉片は禁せられないから、乾隆時代に於て藥材の名義で輸入され、それに康熙以來の關稅と附加稅銀は課せられたと云ふ意味であるかも知れぬ。

魏源の聖武紀に、嘉慶元年因嗜者日衆、始禁其入口とあり、中西紀事に乾隆之末、粵督始聞於朝、嘉慶初奉詔申立嚴禁、裁其稅額、自此入口之鴉片、暗中偷售而其價益增と見えて居る。嘉慶元年即ち西曆一七九六年の上諭の原文はどうも見當らない。東華錄にも、聖訓にも、此の年兩廣總督の任にあつた朱珪、吉慶の傳にも見えない。聖武記、中西紀事の記事は海國圖志夷情備采の乾隆年間、吸食者日多、廣督奏請、奉旨嚴禁入口、嘉慶間禁益嚴、初柳杖後軍流の記事夷情備采

などに據つたものかとも思はれるが、道光十六年許乃濟の上奏に、乾隆以前、鴉片入關稅後、交付洋行、兌換茶葉等項、今以功令森嚴、不敢公然易貨、皆用銀私售とあり、どうも雍正七年の鴉片販賣禁止、鴉片煙館禁止の上諭は、輸入を禁ずるの効がなかつたので、嘉慶元年に至つて輸入禁止の上諭が發せらるゝことになつたことは有りさうなことに思はれる。

ジーサスに據ると、西曆一七九六年の上諭の結果、英吉利人は支那官憲の制禁を免るゝ爲め、マカオ沖よりマカオに其の鴉片貿易を移すの許可を葡萄牙に求むるに至り、葡萄牙の攝政王太子は、西曆一七九九年書簡を以てマカオ元老院に、外國商人をして葡萄牙商人より重き關稅を納めしめて、鴉片をマカオに輸入することを認許するは、彼等をして直接に支那に輸入せしむるを以てマカオ殖民地の歳入に取つて不利なりとする考へよりして得策なりと認定するものなりやこの質問を發したことが見えて居る。(Jesus, *ibid.*, p. 227)。英吉利人が嘉慶元年の輸入禁止の上諭の結果、鴉片を廣東に輸入することに困難を感じ、マカオに輸入せんとしたものであることは想像される。チャイニース・リポジトリに、西曆一七九九年嘉慶四年 兩廣總督吉慶は鴉片販賣の嚴禁を奏請した結果、西曆一八〇〇年嘉慶五年 に至り、更に鴉片輸入の禁令は申明さるゝことになつたことが述べてある(Chinese Repository, Vol. v. p. 548)。

此の上諭の結果、英吉利東印度會社の船荷監督等 (supercargo) は會社に對し、マンガルにて

も、英吉利にても、此の後支那仕向鴉片の荷積を防止する様盡力するの得策を勸告したことは、チャイニース・リポジットリーに見えて居る。會社は廣東に於ける貿易が繁苛なる賦課に苦しみつゝある時に於て、非常に有利なる鴉片輸出に對し、彼等の勸告せる如き強硬なる禁止手段を取ることを好まざりしも、會社自身の船舶を以て鴉片を積載輸送することだけは、此の後停止するに至つたとは、イームス (Eames, ibid, p. 234) の記事である。然し會社は印度に於て專賣權を持つて居る鴉片を輸出する爲めに會社自身の船舶を用ゐないと云ふばかりで、鴉片貿易に關して全然無關係無責任であつたとは言へない。

五

嘉慶十五年 西曆一八一〇年 にも鴉片煙嚴禁の上諭が發せられしことは、滄灘流毒所載道光初年の兩江總督陶澍の奏議に、嘉慶十五年奉旨嚴禁と見えて居るので分かる。嘉慶十八年 西曆一八一三年 に至つて始めて吸食者を處罰する條例は定められた。然るにそれにも拘はらず、鴉片の輸入は息まなかつた。道光二年 西曆一八二二年 二月の上諭に、鴉片の輸入息まざるは、海關に於て皆其の重税を利して、隱忍發せざるが爲めであると言つてある。道光初年山東巡撫程含章の論洋害と云ふ論文 皇朝經世文編卷二十六 に、海口を嚴にし、關津を謹しむ、海關をして鴉片の税を收めしめむる様にすれば、鴉片を禁じて來ない様になすことが出來ると云ふ世論 (或曰嚴禁海口、謹關津、但令海關不收其稅、便可

禁其不來)に對して、海關向無鴉片之稅、皆係傳聞之訛、言つてある。鴉片の輸入は禁せられたのであるから、海關に於て稅を收めざることになつて居るに拘はらず、鴉片の輸入は息まなかつたので、海關に於て其の重稅を利し之を收むることを止めない結果であるを考へられたものであらう。或は實際さう云ふ弊害もあつたであらう。

さう云ふ譯で鴉片に關する禁令は殆んど効がなかつた。道光初年の兩江總督陶澍の上奏に言つてある如く、清朝の鴉片煙に關する科條は嚴になつた。然し開館者は擬絞、販賣者は充軍、吸食者は杖徒に止まつて、吸食の爲めに死刑に處せらるゝことはなかつたのである。然るに吸食の爲めに上引即ち癮を成すものは、頃刻も鴉片煙がなければ、即ち性命の憂ひがあると云ふので、甘心法を犯して鴉片を購求吸食するものが多く、禁令が嚴になればなる程價が高くなる譯であるが、高くなつても吸食者が減せず、買うものが多く、賣れるのであるから、それにつけ込んで危険を冒して賣込むものが減じなかつた。それに支那の官吏胥役は賄賂を以て買収が出来る。賄賂の多寡に依るのみで、禁令が嚴になれば、それだけ危険も多くなるから、賄賂も高くなるが、いくら高い賄賂を出しても儲かるから、禁を犯して鴉片を輸入販賣するものは絶わなかつたのである。それで禁令は行はれず、鴉片の輸入は益々増加したのである。

然し禁令が行はれなかつたと云ふことは別問題として、兎に角鴉片煙に關する禁令は、縱令吸

食者を罰するに死を以てするに至らなかつたとしても、段々に嚴になつた。どう云ふ譯であるかと云ふに、それは鴉片は風俗人心の害を爲し、生命健康の憂ひを爲すと云ふ國民道德上の顧慮、國民の衛生健康の考へが動機となつて居るのであつて、國民經濟の問題は殆んど顧みられなかつたと云ふことは注意すべきことである。其の爲めに販賣するものさへなければ、吸食者は吸食が出来ない様になると云ふので、販賣者嚴罰主義の刑律を採用して、吸食者の科條は比較的輕くなつて居たのである。吸食するものがなければ、輸入がなくなると云ふ吸食者嚴罰主義の刑律を採用すると云ふことは、銀貨の流出を防がなければならぬと云ふ經濟上の考へが起つてから、始めて問題となつたのである。

六

支那の近代に於て外國貿易に依つて銀兩の漏出と云ふことが始めて注意せらるゝ様になつたのは何時頃であるか。福建通志卷八十
七海禁陳夢雷防海疏(康熙四十三年甲申擬奏)に、最有無忌憚者、則紅毛之貿易搬銀、宜急禁也、向來紅毛不聽貿易、蓋海邊海道、不欲令其熟悉、恐不時侵軼難防也、今縱其深入、已不可矣、不聞其只以貨物賣於內地、每隻船來、得銀數十萬以去、夫內地之銀、祇有此數、我國家數十年來、休養生息、戶口人丁數倍於前、人日多而銀日少、賴我皇上連歲蠲免數百萬之錢糧、始足蘇民困、今乃取中國有限之銀、歲買紅毛無益之貨、此

不可之大者也、聞之日本多産金銀云々と見えて居る。恐らくこれは最初ではあるまいか。嘉慶十九年西曆一八一八 戶部左侍郎蘇楞額は從來天朝の成例、外洋夷民の廣東客商と貨物を以て相交易するを許してあるのに、近年になつて、夷商は洋行商人と相通し、夷兵を護回する艦費に必要であるとの理由を構へて、内地の足色銀兩を絡繹偷運すること、毎年百數萬兩に及ぶ様になつた、其の上外洋低潮の洋錢を以て内地商賈を欺蒙して内地の貨物と交易し、商賈も欺蒙を受けて怪まらないので、内地の銀兩は漸く短絀を示す様になつたと言つて、速かに嚴禁せられたいと云ふ上奏を爲した。蘇楞額は乾隆五十八年西曆一七九三年 英吉利使節マカートニー卿の廣東に來りし當時粵海關監督であつた人である。東雅錄、嘉慶十九年正月上諭 收、蘇楞額嚴禁海洋私運摺

此の時に、夷商外國商人の交易は本來彼此貨物を以て増減なく平準に交易し、中外有無相通易して民用に便せしむる趣旨である、然るに内地の銀兩を偷運出洋すること、毎年百數十萬の多きに及ぶと云ふことになる、それが長く續けば歲積月累して國計民生にも均しく關繫ありと云ふので、兩廣總督、海關監督等に毎年夷商の偷運する内地銀兩の實數額及び偷運禁止の方法章程の調査を命ずる上諭が發せられた。

嘉慶二十年十一月の上諭は、兩廣總督蔣攸銛の上奏に基づいて發せられしものであるが、當時洋商即ち行商外國貿易の特許商の英吉利商人に對して債務となつて居る貨帳銀兩は問題となつて居たの

で、之が清還方法を立て、今後は一切負債を許さすと言ひ、近年外夷が貿易に依つて携去する内地の銀兩は、動もすれば百萬兩を逾ゆる有様で、殆んど漏卮同様である、此等夷商の携へ来る奇巧貨物などは、飢寒の場合に衣食となるものでない、さう云ふ無用な貨物の爲めに、中國の財貨を潜耗消失せしむることは誠に引き合はぬ話で、惜しみて餘りあることである、これはどうしても實力禁絶しなければならぬ、さうすれば夷商は中國に於て珍異の物を貴ばず、之を携へ來つても賣れないと云ふことを知る様になり、自然來るものも少なくなり、さうすれば彼等が貿易に依つて内地の銀兩を持出す額も必ず日に少なくなる譯である、これも銀兩の流出を節する一道である、行商の借金も、貨を以て貨に易うると云ふ貿易方法が無視せらるゝ所から起る、即ち夷貨を以て銀兩に易へ、資力なき行商にまで貨帳で夷貨を賣付けるから起るのであると言つてある。

此の如く外國貿易の結果内地の銀兩が漏出すると云ふことは、嘉慶時代になつては既に北京朝廷に於ても注意する様になつたのであるが、どうして嘉慶十九年頃に支那内地の銀兩が外國に漏出し、而かもそれが毎年百數十萬兩に及ぶと云ふことになつたのであらうか。

七

ストウントンのマカートニー卿支那奉使紀行附録第五、英吉利及び歐羅巴諸國の對支那輸出入貿易に據ると、數年以前まで東印度會社の計算に於て、英吉利船で支那に輸出した英吉利貨物の

金額は、殆んど一年十萬磅を超えず、私商即ち散商の貿易額も略ぼ同額であつたから、茶及び其の他の英吉利の支那から輸入した貨物に對する差引勘定の差額は銀を以て支拂はれた。西曆一七八四年乾隆四十九年 コミュニケーション法 (Commutation Act) 發布以來輸出額は漸次増加し、一七九二年乾隆五十七年 東印度會社船十六艘の輸出額は、鉛、錫、毛布に散商の毛皮其の他の物品と合せて百萬磅に達し、翌一七九三年乾隆五十八年 に毛皮のみの注文は二十五萬磅で、遙かに前年に超えた様な有様であつたが、然し英吉利の支那からの輸入貨物は、一七九四年乾隆五十九年 に原價だけで百五十萬磅を超え、運賃、賦課金等を加算すると三百萬磅以上になり、矢張り英吉利は銀を以て支那に支拂はなければならなかつた。英吉利本國と支那とは、此の如く英吉利に不利益な貿易であつたが、印度の對支那貿易は漸次發達し、西曆一七九二年印度の英屬領地より廣東に輸出せる綿絲布、錫、胡椒、白檀ビナウ (sandal wood) 象牙、蜜蠟等正當貿易品の價格は殆んど七十萬磅に達し、此の外に鴉片は密貿易に依つて殆んど二十五萬磅の輸出を爲すことになつた。然るに印度の廣東より輸入した貨物は、絹絲布、砂糖、糖菓 (sugar candy)、支那産白銅 (tutenag) 明礬、陶器、南京綿布、水銀、鬱金 (姜黃 turmeric) 等で、一七九二年の輸入額は精々三十三萬磅であつたから、印度貿易では支那は不利益な位置に立ち、毎年銀を以て支拂はなければならなかつた額は六十萬磅以上に達した。ストウントン (Stanton, *ibid.*, iii, p. 202) に支那の下層階級の衣服は男女共に綿布で、孟買か

ら綿布の輸入する額は非常に多く、これは銀弗で廣東で賣らるゝのであると見わたる。それから一七九二年に英吉利以外の外國から廣東に輸出した總額は二十萬磅で、多く英吉利の製造品であつたが、廣東から此等の國に輸入した額は六十萬磅を超過した。要するに西曆一七八四年のコムミュテーション・アクト發布以前に於ては、英吉利本國と支那との貿易は殆んど全く片貿易で、輸出入は御話にならない程違つて居た。當時印度支那間の貿易は未だ發達しなかつた様であるから、支那には外國貿易に依つて銀が這入つて來る一方であつた。一七八四年以來英吉利の支那に對する輸出額は漸々増加し、いくらか輸出入の不權衡は匡正さるゝことになつては來たが、一七九二年一七九三年頃にはまだ、正貨を以て支那に支拂はなければならぬ狀況を脱することは出来なかつた。それに英吉利以外の貿易も四十萬磅程は支那に支拂はなければならぬ關係になつて居たので、印度支那間の貿易では支那から一年六十萬磅を受け取るべき位置に達したが、支那に這入る銀の方は、支那から流出する銀よりは遙かに多かつた。然るに印度支那間の貿易所謂地方貿易 (local trade) は比年發達し、それにつれて英吉利と支那との貿易關係は非常の變化を受くることになつたのである。さうして此の貿易の中心となつたものは、實に印度より輸出する所の綿絲布と鴉片とであつた。

英吉利と支那との貿易關係の變化は何時頃起つたかと云ふに、それは西曆千八百二三十年の交

であつた様に考へられる。

イームスに歐羅巴と支那との交通が始まつてから、西曆一八二八年^{道光八年}まで貿易上の權衡は

常に支那に順調で、巨額の銀は主として洋銀で滔々として支那に流入した、支那人はそれだけ其

の國の富は増加したものの様に考へ、折角流入した銀を流出せしめることに盡力した、然し西曆

一八二九年^{道光九年}に至り始めて外國貨物の輸入額が、支那の輸出額に超加し、外國貿易は支那に

不利益なものとなつた時までは、銀の流出を禁ずる必要はなく、銀の流出は西曆一八二八年以前

には問題とならなかつたと述べて居る (Eames, *ibid.*, pp. 248, 249—Statement of the claims of the

British Subjects interested in Opium, p. 32)。^{道光}イームスも其の支那の外國貿易の歴史と經濟關係 (Morse,

History and Economics of the Foreign Trade of China) に於て、西曆十七八世紀の間外國貿易の權

衡は常に支那に有利で、外國の貿易商は支那の茶と絹を買ひ、支那に於ける商館及び船舶の莫大の

費用を支辨し、支那の官憲に依つて徴收せらるゝ、船舶及び貨物の噸稅、關稅及び此の額稅より更

に大なる種々の手數料、賦課金を支拂ふ爲め巨額の資金を投じたのであるが、對支那貿易の輸入

額は甚だ少なく、西曆十八世紀を通じて、投資金額の五分の一を超加することはなかつた、此の

世紀の全時期を含み、西曆一八三〇年^{道光十年}までに、歐羅巴から支那に輸入した銀は少なく見積

つても五億弗を下らなかつた、支那は少額の英吉利製毛布の外は外國貿易品を必要としなかつた、

此の毛布すら東印度會社は之を支那に輸入する爲めに一年七萬二千五百磅の損失を招いたと云ふことである、然るに西曆一八一八年から一八三〇年までの時期に於て米國船舶で支那に輸入した銀の分かつて居る額は概略六千萬弗であるが、初め銀を支那に輸入した英吉利船舶は、反對に銀を輸出することになり、分かつて居る輸出高は概略四千萬弗であつて、貿易の形勢は漸く一變せんとする狀況を示して居る、西曆一八三〇年までは米國の産物は歐羅巴に運搬され、西班牙弗で賣上げ金の支拂を受けて、實際に船脚の爲めの底荷だけで支那に航し茶を買つて歸航すると云ふ三角關係であつたが、一八三〇年になると、突然之が一變する様になつて、此の後は米國船は銀を持つて往かすに廣東で貿易することが出来る様になつた、即ち倫敦の爲替手形を持つて往けば、それは英吉利商に依つて、鴉片賣上金で買取らるゝと云ふことになつたのであると述べて居る。

モースは又同じ論文に於て、西曆一八二一年道光元年までは、綿布絲の輸入額は決して鴉片の輸入額の二倍を下らなかつたが、綿絲布と鴉片の二品の輸入額を合せても、全輸入額の三分の一に足らず、英吉利の支那貨物を輸出する爲めの資金の五分の一より遙かに少なかつたのであるが、西曆一八二一年道光元年 鴉片貿易が伶仃洋に移さるゝ様になつて、始めて鴉片は支那の外國貿易の權衡上重要な地位を占めるに至り、西曆一八二三年になつて、始めて鴉片の輸入額は綿絲布の輸入額を凌ぎ、西曆一八二九年になつて綿絲布の輸入額の二倍となり、西曆一八三七年になつて

二倍半に達した、西曆一八三〇年の輸入は一六、二五七箱で、實に米國の對支那貿易が始めて從來の洋銀を輸入すると云ふ習慣を廢して、倫敦の爲替手形を以て交換することになった同じ年であると述べて居る。モースは鴉片の輸入に依つて、支那の外國貨物輸入額が始めて支那貨物の輸出額に超加し、此の超加額だけが支那より銀で外國に拂はなければならぬ關係になつたことを證明せんとするものゝ如くである。

サージエントの記事 (Sargent, Anglo-Chinese Trade Relations) に據ると、西曆一八〇〇年蓋曆五年支那に於て鴉片輸入を禁止した時頃の印度鴉片輸入額は、毎年二千箱で、其の價格は二百二十萬弗で其の後二十年程は輸入増加の割合は緩慢で、西曆一八一七年から一八一八年にかけて年度に於て廣東、マカオに輸入した額は二百九十五萬弗に過ぎなかつたと云ふことである。

ストウントンのマカートニー卿支那奉使紀行附録第五、英吉利及び外國の支那貿易に據ると、西曆一七九二年に印度から廣東に輸入した額は鴉片は二十五萬磅であつた。サージエントに據ると、西曆一八〇〇年頃の鴉片の價格は一箱千五百弗である。エイテル (Eitel, *ibid.*, p. 75) に西曆一七九六年頃の鴉片輸入額四千二百箱と見え、モース (Morse, *ibid.*, Vol. I, pp. 174, 175) に、西曆一七九二年の年の印度鴉片輸出額四千五百箱とあり。さうすると、一七九二年の輸入額は四百四十六萬弗、一七九六年の輸入額は四百五十二萬弗となる勘定である。エイテル、モース等は何の據る所ありしか、猶ほ考ふべし。

サージエントの一八一七年から一八一八年にかけて年度の輸入額二百九十五萬弗は當期の印度綿の輸入額に比して半分足らずであつたと云ふことであるから、綿の輸入額は六百萬弗位であつ

たとして、印度の綿と鴉片とで、一千五十萬弗程の輸入額があつたことゝなる。其の外英吉利の工業製造品だとか、鴉片及び綿の印度の貨物だとかの輸入はいくらあつたか、サージエントは支那の市場の購買力には定限があつて、鴉片や綿が賣れば、其の他の品は賣れなくなる様に觀察して居るが、それを假りに三百萬弗位あつたとして總計すると千三百五十萬弗となる。一七九二年に支那より英吉利に輸出した額、約三百三十三萬磅を當時の相場 ポンドに據る の率に依つて弗に換算すると千四百三十四萬弗となる。一八二七年より一八二八年にかけての年度に於て、會社船及び私船に依つて支那より輸出された支那貨物の額は、サージエントに據ると、約千三百萬弗である。さうすると、一八一七年から一八一八年にかけての年度の輸出額も千三四百萬弗見當と見て大差があるまい。英吉利以外の諸國の貿易を除き、英吉利だけに就いて言へば、支那の輸入は殆んど相平均して居る譯である。只だ英吉利以外の諸國との貿易は支那に有利であらうから、それだけの差額は少額ながら正金即ち銀で支那に這入ると云ふものである。

八

さう云ふ譯だから康熙時代から嘉慶時代にかけて、支那で外國貿易に依つて銀の流出した譯は、輸入超加の爲め正貨で仕拂はなければならぬ必要があつたからではない。況して鴉片の爲めではない。鴉片の爲めであるのに、支那人はそれと氣がつかなかつたと云ふ譯ではない。然らば

何故に當時銀兩の流失と云ふことが問題になつたか。

道光二年 西曆一八二二年 二月の上諭は御史黃中模が海洋偷漏の銀兩を嚴禁せんことを奏請した上奏に

基ついたものであるが、それは廣東の洋商(行商)が夷商と交易する場合には、只だ貨物を用ゐることを許され、銀を用ゐて交易することは許されざる定例であるのに、近來民間で洋錢を喜ぶ風があり、洋商は銀を用ゐて夷商から此の洋錢を收買し、それを非常な高價なものにして、江浙等の茶客と交易するのみならず、又洋貨を收買するにも銀を用ゐる様になつて居るのは、實に違例であるから、嚴に査禁しなければならぬ、さうして一切銀兩の偷漏を防がなければならぬと言つて、廣東督撫、海關監督に共力取締りを嚴命したものである。即ち當時支那に於て銀兩の偷漏の原因を支那の洋商(行商)等が定例に反し銀兩を以て洋錢、洋貨を收買するに歸して居たことが分かる。

猶ほ此の上諭に洋商が夷商と句通して鴉片煙を販賣するは風俗の害を爲すこと甚だしきものである、これ皆海關に於て其の重税を利して、隱忍發せざるに因り、其の流傳甚だしきを致したるものであると言つてあり、廣東督撫は海關監督の黒煙に對して重税を收受したる事實が有るか無いかと云ふことを密訪奏聞すべきを命せられたのである。同一の上諭に銀兩の漏出と云ふことと、鴉片の流傳と云ふことが並記してあるので、此の上諭は其の間に關係あることを認めたもの

であると疑はれぬでもない様であるが、決してさうでなく、二つの違つた事柄に對する二つの違つた考へを便宜上一の上諭中に並記したものに過ぎず、鴉片に關しては、全然經濟的の見地より離れ、矢張り風俗の害を爲すものであるとして、税を收受して其の輸入を許す様なことがあつてはならぬと言つて居るのみである。

當時支那に於て銀の流失が問題となりしも、一般にそれは支那に於て洋貨が用ゐらるゝ爲めであること考へられ、未だ鴉片は其の原因であると考へられなかつたことは、管同の禁用洋貨議皇朝に、凡洋貨之至於中國者、皆所謂奇巧而無用者也、而數十年來天下靡然而爭言洋貨、

文編卷二
十六戶政

雖至貧者亦踴躍而從時尚、中略今中國之人、棄其土宜不以爲貴、而靡々然爭求洋貨、是洋之

人作奇技淫巧、以壞我人心、而我之財安坐而輸於異域と言つてあるのでも想像される。管同は道光五年の舉人で、六年に編纂された皇朝經世文編に生存姓名として記されて居る。

始めて支那に於て鴉片の銀流出の一原因であることを認めたものは、私の今日まで調べた所では程含章の様である。程含章は嘉慶時代に廣東海疆に於て、屢々海賊と戰つて功を立て、嘉慶末惠州府知府、廣州府知府に歴任し、山東道臺に任じ廣東を去りしは嘉慶二十五年十一月、道光元年按察使、二年六月廣東巡撫、十二月山東巡撫となつて居る。論洋害の一文は嶺南集に見え、遅くも道光の初年に書かれたものと考へなければならぬ。其の中に諸番所産之貨、皆非中國所必需、若大呢、羽毛、哩吱、銅、錫、棉花、蘇木、藥材等類、每歲約值千萬金、猶是以貨換貨、

不必以實銀交易、於中國尙無所妨、惟鴉片一物、彼以至毒之藥、並不自食、而乃賣與中國、傷吾民命、耗吾財源、約計每歲所賣不下數百萬金、皆潛以銀交易、有去無來、中國土地所產、歲有幾何、一歲破耗數百萬、十歲破耗數千萬、不過二三十年、中國之白金竭矣、近來白金日漸昂貴、未始不由於此、實堪隱憂と言つてある。

程含章は支那に於て始めて始めて鴉片が銀流失の一原因であることを認めたものであるが、程含章の鴉片禁止論は、それが爲めに銀が流失して困ると云ふ經濟的の見地のみに出でたものでなく、外國人自から吸食しない様な民命を傷くる至毒の藥物を中國に賣付けるが悪いと云ふ道德的考慮が基調を爲し、さう云ふ毒物を賣付くる爲め中國の銀を偷運するが悪いと云ふ結論になつて居るのである。道光八年頃(西曆一八二八年)に御史章沅が鴉片煙の一物が流毒尤も甚だしく、廣東に於て他物の名色を僞標して、夾帶入粵して銀に易へて行く額は、毎歲數百萬兩に達すると云ふことは、尋常偷漏の比すべきでないと上奏したのも、同じ動機に出でたものである。尋常の偷漏なれば重大な問題でないと云ふ考へである。即ち鴉片問題は經濟的問題でなく、道德的問題であると云ふ意見である。

然るに道光十年西曆一九一〇年以後になると、鴉片の輸入に伴つて銀の流出は益々甚だしく、錢賤銀昂の結果、商民交困の状態となり、銀兩の流失を防いで洋銀の流入を杜絶しなければならぬと云ふことは焦眉の急務となり、鴉片問題の道德的衛生的の方面は一時裏面に立つこととなり、外國人をして支那の鴉片問題は、道德衛生の問題でなくして純粹な經濟的問題であると藉口せしむるに至つたのは遺憾至極と言はなければならぬ。